

D - 2 眼鏡類

D - 2 眼鏡類の表示に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第1項の規定に基づき、眼鏡、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレーム(以下「眼鏡類」という。)の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(表示の基本)</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、事業者は、眼鏡類が近視、遠視、乱視、老視等の視力の補正及び目の保護に使用されるものであり、人体の機能に影響を及ぼすものであることに配慮し、品質、性能、取引条件等について一般消費者一人一人に正しくかつ十分に説明し、その正しい選択と安定した使用が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規約において「眼鏡」とは、視力の補正及び目の保護のために装着する用具であって、視力補正用レンズを眼鏡用フレームに組み合わせたものをいう。</p> <p>2 この規約の適用対象となる「眼鏡」は、個人の注文により調製した眼鏡をいい、既製眼鏡等は含まない。</p> <p>3 この規約において「製造業者」とは、眼鏡用レンズを製造し、又は輸入して販売する者、眼鏡用フレームを製造し、又は輸入して販売する者及びこれらに準ずる者をいう。</p> <p>4 この規約において「卸売業者」とは、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームを製造業者から購入し、販売業者に販売する者をいう。</p> <p>5 この規約において「販売業者」とは、個人の注文により眼鏡を調製し、一般消費者に直接販売する小売販売業者をいう。</p> <p>6 この規約において「事業者」とは、製造業者、卸売業者及び販売業者をいう。</p> <p>7 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する眼鏡類の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>8 この規約において「業務用カタログ」とは、販売業者が眼鏡を調製するに際して必要な情報を記載した業務用の印刷物をいう。</p>	<p>第1条 規約第3条第3項に規定する「これらに準ずる者」とは、製造業者に製造を委託した眼鏡用レンズ又は眼鏡用フレームに自己の商標又は名称を表示して販売する者をいう。</p> <p>第2条 規約第3条第8項に規定する「業務用カタログ」が、店頭等で一般消費者向けとしても使用される場合は、「業務用カタログ」を規約第3条第9項第1号に規定する「チラシ、パンフレットその他これらに類似する物に</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>9 この規約において「チラシ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買意欲を促すために行う広告その他の表示であって次に掲げるもの(第1号及び第2号のうち、店内に表示されるものを除く。)をいう。</p> <p>(1) チラシ、パンフレットその他これらに類似する物による広告</p> <p>(2) ポスター、看板、垂れ幕その他これらに類似する物による広告</p> <p>(3) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送その他これらに類似するものによる広告</p> <p>(眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等の表示)</p> <p>第4条 製造業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等に次に掲げる事項を眼鏡類の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)で定めるところにより、明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 眼鏡用レンズ</p> <p>ア 材質</p> <p>イ コーティングの種類</p> <p>ウ カラー等の種類</p> <p>エ 頂点屈折力(球面屈折力、円柱屈折力)及びプリズム屈折力</p> <p>オ 外径</p> <p>カ 製造業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>キ 製造番号又は製造記号</p> <p>(2) 眼鏡用フレーム</p> <p>ア 商標又はモデル名(品番)</p> <p>イ 材質</p>	<p>よる広告」と同様に扱うものとする。</p> <p>第3条 規約第4条第1項第1号に規定する眼鏡用レンズの表示は、直接の容器又は被包に行うものとする。</p> <p>第4条 規約第4条第1項第1号アに規定する「材質」については、「ガラスレンズ」、「プラスチックレンズ」等と表示するものとする。</p> <p>第5条 規約第4条第1項第1号イに規定する「コーティングの種類」については、「単層膜コート」、「多層膜コート」等と表示するものとする。</p> <p>第6条 規約第4条第1項第1号ウに規定する「カラー等の種類」については、「ブラウン」、「グレー」、「ブルー」、「ピンク」、「調光」等と表示するものとする。</p> <p>第7条 規約第4条第1項第1号ア、イ、ウ及びオに規定する事項の表示は、当該眼鏡用レンズについて、通常使用している品名と業務用カタログを組み合わせることにより販売業者が容易に判別できる場合はこれをもって代えることができるものとする。ただし、この方法による場合は、一般消費者の問い合わせに対し、速やかに、かつ十分説明できる体制をとるものとする。</p> <p>第8条 規約第4条第1項第1号カに規定する「製造業者の氏名又は名称及び住所」については、次のいずれかの記載をもって代えることができるものとする。</p> <p>(1) 製造業者の略名及び所在地の都道府県名又は市名</p> <p>(2) 商標法によって登録された製造業者の商標</p> <p>第9条 規約第4条第1項第2号に規定する眼鏡用フレームの表示は、本体に刻印、印刷又はラベルの貼付等により行うものとする。ただし、技術的な理由その他合理的な理由により製造業者がすべての事項をこれらの方法により表示することが困難であると認められる場合は、製造業者は卸売業者及び販売業者に当該事項を記載した業務用カタログ又はこれに代わる書類を交付するものとする。</p> <p>第10条 規約第4条第1項第2号アに規定する「商標又はモデル名(品番)」については、例えば、「ホヤ C05059」、「ニコン FB484」、「セルジオタッキーニ ST127」、「レノマ 25-102」、「アランドロン 402 カラー」等と表示するものとする。</p> <p>第11条 規約第4条第1項第2号イに規定する「材質」については、第9条の規定にかかわらず、フロント(前枠)及びテンプル(つる)の主たる部分に使用されている材質を次の区分に従って表示するものとする。</p> <p>(1) チタン(チタン合金及びチタン加工品等を含む。)にあっては、別に細則で定める名称を示す文言を用いて本体に刻印又は印刷すること。</p> <p>(2) チタン以外のものにあっては、別に細則で定める表</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>ウ 金メッキ等の加工品にあっては、金メッキ、金張り、金無垢等の種類及びカラット数等</p> <p>エ 玉型幅 オ レンズ間距離 カ 寸法表示法略号() キ テンプル長さ</p> <p>ク 製造業者の氏名、名称又は略号</p> <p>2 原産国を誤認されるおそれのある眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについては、施行規則で定めるところにより、原産国名を表示するものとする。</p> <p>(業務用カタログの必要表示事項)</p> <p>第5条 事業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについて、業務用カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 業務用カタログを作成した事業者の氏名又は名称及び住所 (2) 品別 (3) 製造業者の氏名等 ア 眼鏡用レンズにあっては、前条第1項第1号及び第2項に規定する事項 イ 眼鏡用フレームにあっては、前条第1項第2号及び第2項に規定する事項 (4) 業務用カタログの内容についての照会先 (5) 業務用カタログの作成時期</p>	<p>示方法</p> <p>第12条 規約第4条第1項第2号ウに規定する事項のうち、金メッキ、金張り、金無垢の種類については、次に定めるところにより表示するものとし、その他の加工品については、別に細則で定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 金メッキについては、「GP」 (2) 金張りについては、「1/20 12KGF」,「1/10 18KGF」等 (3) 金無垢については、「K14」又は「585/1000」,「K18」又は「750/1000」等</p> <p>第13条 規約第4条第1項第2号エ、オ、カ及びキに規定する事項の表示は、フロント又はテンプルに次の例によりミリメートル単位で表示するものとする。ただし、この方法によることが困難な場合は、別に細則で定める方法によることができるものとする。</p> <p>(1) 54 14 / 135 (1箇所まとめて表示する場合) (2) 54 14 135 (1箇所少しはなれて表示する場合) (3) 54 14 (2箇所に分けて表示する場合) 135</p> <p>第14条 規約第4条第2項及び第7条第3号に規定する「原産国名」とは、眼鏡類の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国の名称をいう。</p> <p>2 眼鏡用フレームにあっては、次の基準により原産国を表示する。</p> <p>(1) 眼鏡用フレームにおいて実質的な変更をもたらす行為とは、フロント及びテンプルの製造をいう。製造の定義については、別に細則で定める。 (2) フロントとテンプルの製造がそれぞれ異なる国で行われた場合は二国表示とする。表示方法については、別に細則で定める。 (3) 前二号の規定によって原産国を表示する眼鏡用フレームに、メッキ、カラーリング、模様印刷等の表面処理、石付けを行う場合については、例えば「表面処理 国」等と表示することができる。</p> <p>3 規約第4条第2項及び第7条第3号に規定する原産国名は、「原産国」,「原産地」,又は「製」,「Made in」等(「」は国名又は地名)と表示するものとする。地名とは「台湾」をいう。</p> <p>第15条 規約第5条に規定する眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの業務用カタログの必要表示事項は、活字の大きさ、色等を考慮して見やすい方法で表示しなければならない。</p> <p>第16条 規約第5条第2号に規定する「品別」とは、眼鏡用レンズ又は眼鏡用フレームの別をいう。</p> <p>第17条 規約第5条第4号に規定する「照会先」には、照会先の氏名又は名称、住所及び電話番号を記載するものとする。</p> <p>第18条 規約第5条第5号に規定する「業務用カタログの作成時期」は、次の例により表示するものとする。ただし、業務用カタログに価格表を添付するものについては</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(店頭等における必要表示事項)</p> <p>第6条 販売業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭等に陳列する眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについては、当該商品ごとに次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で明りょうに表示しなければならない。ただし、当該表示が第4条に基づき陳列された当該商品の本体等に直接行われている場合は省略することができる。</p> <p>(1) 製造業者の氏名等</p> <p>ア 眼鏡用レンズにあつては、第4条第1項第1号及び第2項に規定する事項</p> <p>イ 眼鏡用フレームにあつては、第4条第1項第2号及び第2項に規定する事項</p> <p>(2) 販売価格</p> <p>(チラシ等における必要表示事項)</p> <p>第7条 販売業者は、チラシ等において、眼鏡類に関し、販売価格を付した広告を行うときは、次に掲げる第1号の事項を当該チラシ等に、第2号及び第3号の事項を当該チラシ等に表示されている眼鏡類ごとに施行規則で定めるところにより、邦文で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号</p> <p>(2) 品名等</p> <p>ア 眼鏡用レンズにあつては、</p> <p>ア) 品名(製造業者の氏名又は名称、商標、モデル名(品番))</p> <p>イ) 材質</p> <p>ウ) コーティングの種類</p> <p>エ) カラー等の種類</p> <p>イ 眼鏡用フレームにあつては、</p> <p>ア) 品名(製造業者の氏名又は名称、商標、モデル名(品番))</p> <p>イ) 材質</p> <p>ウ) 金メッキ等の加工品にあつては、金メッキ、金張り、金無垢等の種類及びカラット数等</p> <p>(3) 原産国を誤認されるおそれのある眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームにあつては、原産国名</p> <p>(二重価格表示等)</p> <p>第8条 販売業者は、眼鏡類を一般消費者に販売するに当たり、自己の販売価格(以下「自店販売価格」という。)に当該販売価格よりも高い他の価格(以下「比較対照価格」という。)を併記して表示する場合(比較対照価格と自店販売価格の差を割引率又は割引額で表示する場合を含む。以下このような表示を「二重価格表示」という。)には、次に掲げる表示をしてはならない。</p>	<p>当該価格表に作成時期を明示することによって、これに代えることができる。</p> <p>「平成 年 月作成」</p> <p>「平成 年 月現在」</p> <p>第19条 規約第6条に規定する施行規則で定めるところによる表示は、当該眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームごとにラベルの貼付等による表示とする。ただし、当該商品ごとに表示することが困難である場合には、当該商品が陳列してある直近の場所に表示板を設定して表示するなど、当該表示が当該商品のものであることがわかるような表示とする。</p> <p>第20条 規約第6条第2号及び第7条に規定する「販売価格」には、加工料等が含まれるものとする。また、加工料等が別建てになっている場合には、本体価格に加工料等を併記するものとする。</p> <p>第21条 規約第7条第2号に規定する「品名」とは、製造業者の氏名又は名称及びモデル名(品番)をいい、次の例により表示するものとする。ただし、製造業者の氏名又は名称が商標として用いられている眼鏡類にあつては、製造業者の氏名又は名称を省略することができる。</p> <p>「ニコン ポインターコート 65」</p> <p>「ホヤ G07040」</p> <p>「セイコー セルジィオタッキーニ ST127」</p> <p>第22条 規約第7条第2号アに規定するイ)ウ)及びエ)の表示は、次の方法により表示するものとする。</p> <p>(1) 材質.....レンズの材質の種類に応じ、例えば「ガラス」又は「プラスチック」</p> <p>(2) コーティングの種類.....「単層膜コート」又は「多層膜コート」</p> <p>(3) カラーの種類.....「ブラウン」、「グレー」、「ブルー」、「ピンク」等</p> <p>第23条 規約第7条第2号イ)に規定するイ)、ウ)の表示に当たっては、第11条及び第12条の規定を準用する。</p> <p>第24条 規約第8条各号に規定する用語は次によるものとする。</p> <p>(1) 「自店販売価格」とは、当該眼鏡類を実際に販売しようとする価格をいう。</p> <p>(2) 「自店平常価格」(「当店通常価格」、「当店旧価格」等を含む。)とは、当該店舗における同一商品について、当該価格を比較対照価格として用いる日以前8週間の</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(1) 比較対照価格として施行規則で定めるところの、自店平常価格、希望小売価格、参考小売価格又は市価とはいえない価格を、比較対照価格に用いること。</p> <p>(2) 実在する自店平常価格、希望小売価格、参考小売価格又は市価よりも高い価格を比較対照価格に用いること。</p> <p>(3) 割引率又は割引額の算出の基礎となる価格や割引率又は割引額の内容等について実際と異なる表示又はあいまいな表示を行うこと。</p> <p>(4) 割引率又は割引額の適用対象となる商品が一部のものに限定されているにもかかわらず、その旨を明示しないで、販売業者の取り扱う全商品又は特定の商品群を対象とした一括的な割引率又は割引額を強調した表示を行うこと。</p> <p>2 製造業者は、眼鏡が個人の注文に基づき販売業者により調製されるものであるため、眼鏡を構成する眼鏡用レンズ又は眼鏡用フレームの希望小売価格の設定にはなじまない面もあることに配慮し、希望小売価格を設定し、同価格表を販売業者に配布することについては、特に慎重でなければならない。</p> <p>(特定用語の使用基準)</p> <p>第9条 事業者は、眼鏡類の品質、性能、取引条件等について、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 完全を意味する用語 「完全」、「完璧」、「パーフェクト」、「絶対」、「100パーセント」、「万全」、「オールマイティ」等全く欠けるところがない意味の用語は、施行規則で定めるところによる場合以外は使用してはならない。</p> <p>(2) 優位性、最上級等を意味する用語 「日本一」、「当社だけ」、「No. 1」、「他の追随を許さない」、「最大」、「最高級」等最上級を意味する用語は、その内容が客観的、具体的事実に基づいており、かつ、具体的数値等の事実を付記してある場合においてのみ使用することができる。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第10条 事業者は、眼鏡類に関し、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 写真等と販売価格の併用 写真、イラスト等と販売価格(希望小売価格及び参考</p>	<p>うち過半の期間にわたって実際に販売されていた価格をいう。</p> <p>(3) 「希望小売価格」(「メーカー希望小売価格」等を含む。)とは、当該眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについて、製造業者等により設定され、あらかじめ、新聞広告、カタログ、商品本体への印字等により一般消費者に公表されている価格をいい、次に掲げる価格は含まない。</p> <p>ア プライベート・ブランド商品及びオープン価格商品について、販売業者が自ら設定した価格</p> <p>イ 製造業者等が専ら自ら小売販売している商品について自ら設定した価格</p> <p>ウ 特定の販売業者が専ら販売している商品について、製造業者等が当該販売業者の意向を受けて設定した価格</p> <p>エ 製造業者等が当該商品を取り扱う販売業者の一部にのみ呈示した価格</p> <p>(4) 「参考小売価格」(「メーカー参考小売価格」、「参考上代」等を含む。)とは、当該眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについて、製造業者等により設定され、当該商品を取り扱う販売業者に販売業者向けのカatalog等の文書により広く呈示されている価格をいい、前号アからエに掲げる価格は含まない。</p> <p>(5) 「市価」(「一般販売価格」、「市場価格」等を含む。)とは、同一商品について、当該販売業者が販売している地域内において競争関係にある販売業者の相当数の者が実際に販売している最近時の価格を正確に調査した事実に基づく価格をいう。</p> <p>第25条 比較対照価格として用いる価格については、自店平常価格等でそれ自体は根拠のある価格であっても、比較対照価格についてあいまいな表示を行う場合には、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがあるので、比較対照価格がどのような内容の価格であるかを正確に表示する必要がある。</p> <p>第26条 規約第9条第1号に規定する「完全を意味する用語」は、計測可能な条件を100パーセント満足させる場合に、その限りにおいて使用することができる。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>小売価格を含む。)を同一面に表示する場合は、当該写真、イラスト等に使用した眼鏡類ごとに第7条(チラシ等における必要表示事項)第2号及び第3号に規定する事項を、その販売価格に対応させて明りように表示すること。</p> <p>(2) 比較表示 自社の既往銘柄との比較表示をする場合は、自社製品である旨及び比較対照する品名を明示すること。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第11条 事業者は、眼鏡類の販売に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第4条から前条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 外観、性能等的一部分の特徴等を強調することにより、あたかも全体が優良であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 原産国について一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 「最高級」、「完璧」等の用語を使用することにより、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 客観的かつ具体的な事実に基づかないで、「年中5割引」、「超お買得価格」、「超軽量」、「他店に見られない品」等の用語を使用することにより、眼鏡類の取引条件又は内容について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) アフターサービスの内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(7) 表示された取引条件が、実際には一部の眼鏡類のみ限定されているにもかかわらず、全商品に適用されると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(8) 眼鏡類にかかる加工料等について、それが別建て料</p>	<p>第27条 規約第11条第3号に規定する「原産国について一般消費者に誤認されるおそれのある表示」とは次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 国内で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であって、その商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの</p> <p>ア 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示</p> <p>イ 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示</p> <p>ウ 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示</p> <p>(2) 外国で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であって、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの</p> <p>ア その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示</p> <p>イ その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示</p> <p>ウ 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示</p> <p>第28条 規約第11条第4号の規定に該当する表示の具体例は、次のとおりである。</p> <p>「完璧な品揃え。最高の技術」</p> <p>「当店だけができる、どこにも負けない 価格です。」</p> <p>「こんな安さ、今までに見たことがなかった。」</p> <p>「最高級ブランド勢揃い」</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>金である場合においてその旨を表示しないことにより、表示された販売価格では実際に当該眼鏡類が購入できないにもかかわらず、購入できるかのように一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(9) 表示された販売価格に含まれていない付属品、アフターサービス等について、あたかもそれらが当該価格に含まれているかのように一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(10) 他の事業者についての事業の内容、信用度及び眼鏡類の品質、性能、取引条件等について、中傷又はひぼうする表示</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、眼鏡類の取引について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(おとり広告に関する表示の禁止)</p> <p>第 12 条 販売業者は、チラシ等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 実際には取引することができず、又は取引の対象となり得ない眼鏡類について、これを購入できると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 実際には取引する意思がない眼鏡類について、これを購入できると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 販売数量、販売期間又は販売の相手方が著しく限定されている眼鏡類について、その限定の内容が明りょうに記載されていない表示</p> <p>(眼鏡公正取引協議会)</p> <p>第 13 条 この規約の目的を達成するために、眼鏡公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第 14 条 公正取引協議会は、次の事業を行う</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) 事業者に対する情報提供に関すること。</p> <p>(10) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第 15 条 公正取引協議会は、第 4 条から第 12 条までの規定及び第 18 条に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。</p>	<p>第 29 条 規約第 11 条第 11 号に規定する「表示」には、眼鏡類の販売に当たって実際には下取り商品の有無にかわりなく適用される条件であるにもかかわらず、下取りセール等と当該条件を表示することにより、取引条件について一般消費者に誤認されるおそれのある表示が含まれる。</p> <p>第 30 条 規約第 12 条第 1 号に規定する「実際には取引することができず」とは、チラシ等に表示した商品が実在しない場合、チラシ等に表示した商品について、販売のために通常必要とされる準備がされておらず、引渡しまでに 14 日以上の間を必要とするため、通常、顧客が取引に応じないことが明らかな場合等をいう。</p> <p>第 31 条 規約第 12 条第 2 号に規定する「実際には取引する意思がない」とは、チラシ等に表示した商品を合理的な理由がないのに顧客に対し見せない場合、チラシ等に表示した商品に関する難点をことさら指摘する等して当該商品の取引に応じない場合等をいう。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、第1項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第16条 公正取引協議会は、第4条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前2項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第17条 公正取引協議会は、第15条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間中に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第18条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行の日から6か月の間は、なお従前の例によることができるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">公正競争規約施行規則</p> <p>第32条 公正取引協議会は、規約及びこの施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し又は廃止しようとするときは、事前に公正取引委員会の確認を受けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この施行規則の変更は、公正競争規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行の日から6か月の間は、なお従前の例によることができるものとする。</p>